

「第三期三鷹市障がい者（児）計画（素案）」に係る市民意見への対応について（案）

<p>【凡例】</p> <p>①計画に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの</p> <p>②計画に趣旨を反映します・・・意見の趣旨を計画に反映するもの</p> <p>③対応は困難です・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの</p> <p>④事業実施の中で検討します・・・事業実施段階で判断するもの</p> <p>⑤既に計画に盛り込まれています・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの</p> <p>⑥その他・・・その他の意見など</p>
--

<p>パブリックコメント提出状況</p> <p>人数：10人</p> <p>件数：61件</p>
--

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意訳して掲載しています。

NO.	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性
1	表紙裏	<p>・だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち</p> <p>・自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち</p> <p>・持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち</p> <p>☆上記の文章に「本計画の基本理念としてのビジョン」の様なタイトルが欲しい。表紙をめくって突然この文章が出てくるのは唐突というか違和感があります。しっかり位置付けて欲しい。</p>	<p>①計画に盛り込みます</p> <p>タイトルとして「第三期三鷹市障がい者（児）計画のビジョン（基本理念）」を表記して説明を追記します。</p>
2	第2章 三鷹市の現状	<p>電子化に対応出来るとか、音声コード等が使いこなせるとは限りません。必ず取り残される人がいます。どんな便利なシステムやソフトが開発されたとしても使いこなせなければ「障がいのある人やその家族がより使いやすいもの」にはなりません。使いこなせるようになるためのフォローや使いこなせなかった時の「窓口対応」をお願いします。</p>	<p>②計画に趣旨を反映します</p> <p>相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。（P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。）</p>
3		<p>第二期計画では、6つの重点課題を掲げて取り組んだ旨、p20-21にまとめて掲載されています。⑤「地域での生活のしやすさ～地域で安心して暮らしていけるようにします～」とありますが、内容を見ると、まったく生活支援サービスについて触れられていません。日々の生活の充実した支援によって、地域での生活のしやすさが保障されるのではないのでしょうか。</p>	<p>②計画に趣旨を反映します</p> <p>当該部分では第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題について記載しています。生活支援の充実について、知的・身体・精神・発達障害等障がいの種別を問わず、居住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に向けて努めます。（P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。）</p>
4		<p>第1節 第二期計画における三鷹市の取り組み</p> <p>相談者がどの窓口を選択するのに戸惑うのはある意味、仕方がないと思っています。夜間・休日に対応する相談窓口も必要だと思いますが、それよりも窓口の少なさが問題です。利用者がどの窓口を選択するかもっと悩むくらい相談窓口があってもよいと思っています。</p> <p>今はA事業所ともめてしまったら使える事業所がなくなるというのが現状です。お互い人間なので相性が合わないこともあります。相談員がスキルの向上を図るだけでは解決できる問題ではないと思います。</p> <p>新しい窓口を作るには財政的な問題もあると思いますが「相談者が窓口の選択に戸惑うことがよくない」というのは違う気がします。むしろ逆で、A事業所にと上手いかなかったら「B事業所に行けばいいや」というくらいの心の余裕が利用者にも生まれればよいと思います。</p>	<p>②計画に趣旨を反映します</p> <p>相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。（P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。）</p>
5	<p>相談支援専門員が不足していますが初任者研修や現任研修を修了していても、どこの事業所にも所属していない相談員が一定数居ると思います。そのような相談員を三鷹市が把握して既存の事業所で受けきれない計画を個人の相談員に依頼するような流れが作ればよいと思います。個人の相談員にとっても研修の資格を継続できるので、利用者にとっても相談員にとっても良いことではないでしょうか。</p>	<p>②計画に趣旨を反映します</p> <p>相談支援専門員については、障害者総合支援法に基づき東京都が研修を実施しています。相談支援事業を行うためには、事業所として東京都事業者台帳へ登録し、指定を受ける必要があります。相談支援専門員の不足解消については、担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。（P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。）</p>	

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
6		<p>様々な法の整備や広報・啓発によって、以前に比べれば障がい者に対して周囲の健常者は理解してくれるようになり、街を車椅子で動いていると「何かお手伝いすることはありますか?」と声をかけられることが非常に多くなりました。 ただ、「ここで結構です、ありがとうございます」と言っても立ち去ってくれないのです。私がここまででと言ったらそこで別れてくれるのが本当の理解だと思います。</p>	②計画に趣旨を反映します	障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。地域の中で障害のある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組めます。 (P60,第4章第2節(1)②地域住民の理解促進と支え合う意識づくりに追記しました。)
7	第2章 三鷹市の現状 第4節 三鷹市の障がい者施策における課題と方向性	<p>年明け早々、大きな地震が発生してしまいました。障がいのある方が住んでいない地域は存在しないと思うので、現地の当事者や家族がどんな生活を送っているかとても心配です。私自身は震災が起こったら在宅避難を考えていますが、それは避難所にたどり着く自信が無い事と、私たちにとっては最低限の必要な支援であっても、一般の避難してきた人にとっては「特別扱い」に映ると思うので、それが後ろめたいのです。障がいのある方が避難所に逃げてもどんな対応をされるかがイメージできません。理想の避難所については今後も検討していく内容ですが、避難所に行っても迷惑がかかるので車中泊をするというご家族を減らせればと思います。</p>	②計画に趣旨を反映します	障がいに対する理解の推進を図り、地域住民の理解と支え合う意識づくりに努めます。また、日ごろの備えや避難計画等についての啓発、避難所運営連絡会の開催などを通じて、避難所の理解の推進を図ります。さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。 (P67,第4章第3節(3)①災害時・緊急時の対策の強化に追記しました。)
8		<p>「8050問題」などの課題は既存の障害福祉サービスだけでは解決が難しい、その下の行に「ていねいな相談」が不可欠です」というのはその通りです。このような問題については、理念だけの計画とならないよう、そのような問題を抱えている人の声を直接、調査してほしいです。私は、ある精神疾患の患者会で世話人をしてますが、そこでの調査によると過去にいろいろな相談を利用したが、問題や症状が改善しなかったケースが多く見られました。そのような調査をしないと、「ていねいな相談」には、具体的に何が必要なかが見えてこないのではないのでしょうか。</p>	④事業実施の中で検討します	地域での「身近な相談」や専門家による「専門相談」を活用し、一人ひとりのライフステージに応じたサポートが切れ目なくつながるような相談支援の提供に努めます。
9	第3章 基本理念 第1節 計画の基本理念と施策体系	<p>①「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」 ②「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」 ③「磨ける能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」</p> <p>※是非、これに向かい進んでいければ良いと思います。</p>	⑤既に計画に盛り込まれています	三つのビジョンに掲げた理想のまちに近づくために、本計画で示した施策について推進していきます。
10	第4章 施策の展開 第1節(基本目標1)計画の推進	<p>自立支援協議会が何のために存在するのかという話になったときに「地域に存在する問題や課題を自立支援協議会に吸い上げて検討、検証、評価する機会」という話を聞いたことがあります。三鷹市でそれが行われていないとは思いません。協議会委員Aさんの職場での課題。Bさんの生活の課題。皆さんそれぞれ大切な課題をお持ちだと思います。でも「以前にも聞いた事があるなあ」という内容が多いです。解決していないのだから継続して検討していくのは当然なのかも知れませんが、でも「地域課題」は山の様に存在するはずで協議会での議論や実態調査では浮かび上がって来ない課題もあるはずで。市役所や福祉サービスと距離がある障がい者やご家族の課題や問題は何かなのでしょう。協議会で議論されている課題だけで十分なのでしょうか。とても気になります。自立支援協議会のスケジュールには「計画作成」なども含まれるので時間が限られますが「検証」や「評価」というところまでは実行出来ていない印象があります。私が全体会に出ていないのでズレがあるのかもかもしれませんが正直な感想です</p>	④事業実施の中で検討します	地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。 また、障がい者計画の施策の進捗状況や、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標及び活動指標等の状況について、同協議会において、評価・検証を行い、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。
11		<p>第5章の第3節で、(1)訪問系サービスの見込み量と確保方策(p105)で、ホームヘルパーも、サービスの一つとして明記されているので、三鷹市の施策にきちんと位置付けられていることがわかり、安心します。三鷹市障がい者地域自立支援協議会に、障がい当事者や、障がい者家族会など、当事者がメンバーとなって活動しておられるからだろうと推測いたします。当事者のいないところで、当事者のことを決めるな、というのはとても大事なことです。三鷹市の障がい者(児)計画を充実させていくためにも、その協議会メンバーに、発達障がいの人を含めていただきたいです。</p>	④事業実施の中で検討します	地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けて、様々な方からご意見がいただけるように三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実を図ります。

NO.	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
12		私は小学校5年生まで特別支援学校ではなく公立小学校に通いました。イジメや辛いこともありますが今となってはよい経験をしたと思っています。だから障がいのある人もない人も同じ環境で教育を受けることは賛成です。でもお互いを知り過ぎる事でかえってイジメの切っ掛けになるのではないかと心配もあります。先生や支援者たちが間違った方向に進まない様、先導してほしいと思います。	④事業実施の中で検討します	年間を通して若手の指導訪問、連携支援教育コーディネーターによる教育支援学級及び教室の指導、東京都の訪問による通級教室の指導を行っております。また東京都立調布特別支援学校や府中けやきの森学園とも連携を図り、障がい及び福祉における教育の専門性の向上を図っており、若手育成研修の1年次から3年次の教員研修にて特別支援に関する指導のあり方についての研修を充実させていく予定です。
13	第2節(基本目標2)互いを理解し、認め合う地域づくり	私が5歳くらいの頃、リハビリを真面目にやらないので身体中をロープで縛られたり暗い部屋に押し込まれたりしました。今、その当時の話をすると「それって虐待でしょ？」という話になりますが、当時は子供だったので「虐待」だなんてことは考えもしなかったし他の子供達も同じ様な環境だったので「これが当たり前なんだ」と思っていました。確かに虐待は無い方がいいと思います。相談業務の現場でも面談中に利用者さんから「それって虐待だよ」と言われる事があります。もちろん殴ったり叩いたりした事はありません。言葉の暴力にならない様に意識もしています。しかし、利用者さんにとって「耳が痛い」事を伝える事があります。利用者さんが虐待されていると思えば全て虐待に当たるのかも知れませんが、相談員の立場としては使える引き出しが少なくなりどう対応したらよいか、わからなくなることがあります	④事業実施の中で検討します	障がい者虐待につきましても、虐待防止の普及・啓発を行うとともに、通報に対しては適切な調査等を行ってまいります。
14	第4章 施策の展開	「共に生きる」地域づくりでp63地域ケアネットの活動に障がい者がどれくらい参加できているか疑問ですが、手話教室が発展したところもあるのは素晴らしいです。	④事業実施の中で検討します	互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
15		p64重層的支援体制にあるケアネット、ほのぼののネット、老人クラブに障がい者の参加を生む工夫が望まれます。今は障がい者の利用者は少ないと思われま	④事業実施の中で検討します	互いを理解し、認め合う地域づくりに向けて、地域ケアネットの活動に障がいのある人も参加できるよう取り組み、支え合う意識づくりに努めます。
16		第3節(基本目標3)安心で住みやすいまちづくりの推進	バリアフリーと言っても色々あると思いますが、やはり一番気になるのはトイレについてです。多目的トイレは公共性の高い建物に設置されていることが多いので、年末年始等は利用できるトイレが極端に少なくなります。「トリコナ」ができて少しは楽になりました。こういう機会にいつも書いていると思いますが「コラル」と「アトレ」のレストランには多目的トイレがありません。飲食をすればトイレは付きものです。三鷹市からも多目的トイレの設置を働きかけて頂けないでしょうか。お願いします。	④事業実施の中で検討します
17		休日などに三鷹駅周辺で車椅子ユーザーの仲間たちと食事をするところがあるのですが残念ながら今の駅周辺には車椅子が複数台同時に入る事のできるお店は殆どありません。なのでそれぞれが別々のお店に入り、時間を決めて再合流する事になります。せっかく出かけたのに皆でおしゃべりしながら食事をする事が出来ないのは残念です。三鷹駅南口に多目的トイレのある「フードコート」が欲しいです。フードコートがあればそれぞれが好きな物を買って同じテーブルで食べる事が出来るからです。お店の招致が難しければ多目的トイレのある「フードスペース」でも良いです。駅周辺のファーストフード等で買った物をそのスペースで食べる事が出来るからです。ただ集団で食事がしたい時に「となりの駅」まで行かなければならないのは大変です	④事業実施の中で検討します	バリアフリーのまちづくりを推進するための取り組みとして、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しています。また、令和6年度には、「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定を予定しています。この中で、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業の拡充、多目的トイレ設置について検討、推進を行ってまいります。 また、三鷹駅前で再開発の検討が進められている「三鷹駅南口中央通り東地区」においては、導入する施設については具体的に決まっておりませんが、誰もが集い、憩える場所の創出を目指すとともに、人にやさしいまちづくりとしてバリアフリーに配慮します。
18	第4節(基本目標4)障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	施策の(基本目標4)「障害のある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実」(p67)のところですが、日々の生活支援を行う介助者への言及がありません。情報提供の充実や相談支援に重点が置かれているようです。しっかり訓練を受けたヘルパーの存在は、障がい者が地域で生活するためにとても重要です。 この障がい者(児)計画全体をみると、どうも障がい者のための施設の充実を優先しておられるようです。しかし、ひとりで生活することができるような選択肢を保障することが、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自律して生活ができるまち」(p67)には必要ではないでしょうか。	②計画に趣旨を反映します	障がい者の生活を支える上で、ヘルパーさんの存在は重要と認識しています。障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援の充実に向けて努めます。 (P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
19	第4章 施策の展開		②計画に趣旨を反映します	相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。(P70,第4章第4節(2)相談機能の充実①に追記しました。)
20		第4節(基本目標4)障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	④事業実施の中で検討します	切れ目なく支援をつなぐためにケースワークの一環としての相談記録の保存・継承に努めるとともに、個人情報保護に留意しながら情報共有や庁内連携を進めます。
21			④事業実施の中で検討します	相談支援の過程において、地域の社会資源等の情報収集に努めるとともに、短期入所やグループホームなど不足している社会資源の民間参入を促します。
22			④事業実施の中で検討します	地域生活支援拠点事業について民生委員等への周知を図り、「相談」につなぐと共に個々のニーズを受け止めながら福祉サービスや社会資源につなぐなど対応を進めていきます。
23			④事業実施の中で検討します	現在も、子ども発達支援センターが中心となり、臨床心理士などの専門療法士や小児神経科医などの専門医との相談を実施したり、医療機関の紹介など必要な情報は市内にとどまらず、近隣市も含め情報提供を行っています。今後も、多様化するニーズに応えた支援を行えるよう、一層の専門性の向上と地域の民間資源の掘り起こし等含め支援の充実に向けて事業実施の中で検討していきます。
24	第5節(基本目標5)ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	④事業実施の中で検討します	ヘルパー向けの研修の一環として、毎年度、「発達障がい」等障がいの特性に応じたテーマを設定し、障がいの理解と支援の基礎を学ぶ取り組みを行っています。引き続き、障がいのある人の困難さに寄り添った支援ができる人材の育成に向けて研修の充実に努めます。	
25		②計画に趣旨を反映します	切れ目ない地域生活を送る上で生活支援の充実は重要と考えます。知的・身体・精神・発達障害等、障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の地域での生活支援についても充実に努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)	

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
26	第4章 施策の展開 第5節(基本目標5)ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正は、令和6年4月から障害のある人に対する合理的配慮の提供が民間事業者においても義務化されることになっています。(P10)第2節統計でみる障がいの現状P22 令和5年の図表</p> <p>身体障害者手帳所持者数をみると65歳以上身障者の割合が2781人で一番多い結果になっている。また、令和5年度の精神障害保健福祉手帳所持者数も65歳以上が3級で1064人もいる。以上の実態と合理的配慮の義務化を前提に、三鷹市に対して以下の要望をしたいと思います。</p> <p>第4章 第5節 前文 P73 ②高齢障がい者への支援P75</p> <p>障がいの重度化、高齢化に対応するために、…「共生型サービス」への参入について高齢部門と連携しながら進めていきます。と書かれていますが、高齢者介護は介護保険制度で運営されているのに比べて、障害者総合支援法が優先されていません。</p> <p>“65歳の壁”解消へ 障害者の尊厳を守る判決が確定</p> <p>浅田訴訟高裁でも勝訴岡山で2018年12月、障害者のいのちと尊厳、社会保障を守るたたかひにとって重要な判決が確定しました。</p> <p>障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)にもとづく障害福祉サービスを受けてきた障害者が、65歳以降は介護保険制度の利用を強制される、いわゆる「65歳問題」について争われた「浅田訴訟」で、一審に続き二審の広島高裁が、一律に介護保険を優先しサービスを打ち切った岡山市の処分を違法としたのです。</p> <p>判決が確定した以降も司法の判断を無視して65歳以上は介護保険優先という解釈がまかり通っています。</p> <p>そのために障がい者への合理的配慮の民間部門までの義務化が前提にあることが忘れ去られ行動制限を強いられています。</p> <p>障がい者支援法の周知と共に介護保険事業所に対しても障害者総合支援法に基づくケアプランを原則とすることを求めます。</p> <p>介護保険に合わせられサービス内容を制限され事故にあう、最悪、ヘルパーが訪問できない空白の時間に命を落とす事故も起きています。(例としてALSの利用者が訪問介護では喀痰吸引の時間が空きすぎて窒息死した。)</p>	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。(P78,第4章第5節(2)②高齢障がい者への支援に追記しました。)
27		高齢利用者(入所施設やグループホーム等)の介護保険施設利用の推進について 重度障害者向け居住施設のハード面の整備が全国的に進んでいない現状により、にじの会の各生活施設へのニーズ必要性は今後も高まるものと思われます。今後もにじの会は、高齢利用者の次なるステージに応じた移行に向けて必要な各関係機関との連携を構築しながら、今後も行政には一層のパイプ作りに尽力頂きたい。	⑤既に計画に盛り込まれています	高齢障がい者への支援について、庁内関係各課の連携を強化するとともに、分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。
28		障がい者の生活支援の充実 これが今後に対し一番求められるサービスだと思います。共同生活施設やグループホームが十分に提供できるわけではないが、空き家が十分ある現状ではその活用を含めるためにこのサービスを充実させてほしいです。アパートや、普通の家に住む障がい者を見守り、不足のサービスを提供するスタッフがいれば、いろんな問題の解決にはなりえましょう。	④事業実施の中で検討します	空き家等対策協議会等と連携しながら、令和6年度に設置予定の「居住支援協議会」や既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用し、障がいのある人を含む住居確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。
29		障がい者がこれまで取り組んできた運動、施設や家族から解放されて、自律できる生活を保障してほしいという切なる要望を真摯にうけてとめてほしい。障がい者の運動が、施策の充実を推し進めてきた歴史があります。この素案をみていると、もちろん地域での自立支援はうたっていますが、どうも施設を充実させることが基本的な対応策という考えがあり、障がい者を施設に誘導しているのではないかという考えが拭いきれません。障がい者が望むのであれば、日々の生活を支援して、自律して生活できるような環境を整備していくことにもっと力を入れてください。	②計画に趣旨を反映します	障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実に追記しました。)
30		精神障害者と身体障害者との福祉サービスの格差を無くしてください。タクシー券補助事業を拡大してください。	④事業実施の中で検討します	精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、支援体制の強化を図ります。

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
31	第4章 施策の展開	第5節(基本目標5)ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、「障害者差別解消法」の趣旨や、「合理的配慮の提供」について、市民、事業者等への周知・啓発を進めます。また、支援者の障がいに対する理解の深化や支援の質の向上に向けた取組を行います。(P89,第4章第7節(2)サービスの質の確保に追記しました。)
32		育休休暇など短期的な家族の課題解決に世の中は動いていますが、障がい者がいる家族に休暇はありません。「相談機能」ばかりではなく現実の施設による支援がありがたいです。	④事業実施の中で検討します	より不足している重度の障がい者向けのレスパイト事業について充実を目指し、調布基地跡地福祉施設の整備等を進めます。
33		家族支援については、支援対象の年齢や立場を幅広くとらえていただきたいです。p78の育てにくさを感じているのは、子が18歳未満だけでは限りません。子が20代以上になっても親の役割を止められないケースや、社会的にひきこもりで子が障害と公的に診断されていないケースもあります。また、自立できていないのは、子とは限らず、親、配偶者、兄弟姉妹で支援が必要とされるケースもあります。そのため、「育てにくさ」だけでなく、広く家族の負担への支援を対象としていただきたいです。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人の家族等介助者の負担を軽減するために、レスパイト事業の充実を目指します。(P80,第4章第5節(3)家族支援の充実に追記しました。)
34	第6節(基本目標6)社会参加の推進	施設入所利用者の生活の質の向上について(利用サービスの拡大) 施設入所支援事業の支援サービスは、入所の支援スタッフでのみ一元化されているため、グループホームのようにガイドヘルパー利用することは原則不可(全額実費負担・一部自治体では限定支給)となります。利用者の土日の休日余暇支援促進を目指すために、入所施設におけるガイドヘルパー等の支援サービスの活用を検討をお願いしたい。	④事業実施の中で検討します	施設入所利用者であっても自宅への一時帰宅時や入所施設の支援を受けていない期間のガイドヘルパーの利用については、必要に応じて認めています。今後も事業実施の中で対応を検討します。
35		就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携では、企業への働きかけを含み最初に述べたインクルーシブ教育から発展して行くトスムーズに展開できるのではないかと思います。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。(P84,第4章第6節(2)③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記しました。)
36		スポーツ・文化芸術活動等の推進では、アール・ブリュットなどへの支援は進んできましたが、障がい者の音楽活動には何も援助がないように思います。難しい問題はあると思いますが、この面での推進をお願いします。	④事業実施の中で検討します	就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。
37	第4章 施策の展開	第7節(基本目標7)障がい者のある人を支える地域の基盤整備	②計画に趣旨を反映します	担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。担い手の処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパーや相談支援事業所等支援者の不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。さらに、働きやすい魅力的な職場環境に向けて、業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組みます。(P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。)
38		グループホーム家賃助成 具体的に金額や条件を知るための参照先が知りたい。(付録とか、参考で添付してほしい。)	⑥その他	市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がい者のためのしおり」に掲載しています。
39		グループホーム重度利用者の資金余剰等の不均衡の改善について 入所施設では、ほぼ障害基礎年金の範囲でそれほど過不足なく生活が出来る一方、現行のグループホーム(ケアホーム)の制度では、特に重度利用者の場合だと生活資金の余剰金が年間100万円に及ぶとされています。給付・収支・支出のバランスが不均衡なこの状況においては、適正な社会生活を送るための制度設計の見直しが必要と考えます。そのための方策を検討頂きたい	②計画に趣旨を反映します	計画の推進、制度の見直し、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等をしていきます。(P57,第4章第1節(2)③関係機関との連携に追記しました。)

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性
40	第4章 施策の展開 第7節(基本目標7)障がい者のある人を支える地域の基盤整備	認可保育園で勤務している看護師です。障がい児に限定しての意見となります。現在までの3年間で保育園において障がい児の保育を担当できたことはありませんでした。看護師として、NICUや小児科での経験を活かす事ができる働き方を考えてきましたが、保育園に看護師が配置された背景や現状の保育園が抱える問題は複雑で医療的ケア児や障がい児保育を行うことは困難と知ることとなりました。しかし、保育園で勤務する看護師の中にはスキルと希望を持った人材がいます。小児領域での事業の困難さの大きな問題点は継続利用ができない場合が多いことだと思います。訪問看護や、保育施設で体調不良などによりキャンセルになってしまった場合、配置されていた看護師は仕事がない状況となります。不安定な利用で人材を確保するのはリスクが高いと思います。そこで、保育園看護師・訪問看護師が登録制の新事業として障害児保育を行うことはできないだろうかという提案です。それぞれ、事業所に所属する看護師が各施設での障がい児保育をメイン事業所から申し送りを受け担当するものです。行政の事業でしか実現できないので検討をお願いいたします。	③対応は困難です	ご提案の内容は、認可保育園で障がい児保育を実施する際、看護師の派遣を希望する園に対して、市に派遣登録している「認可保育園に配置をされている看護師等」を市が派遣して、障がい児の保育を実施する主旨と理解しています。現在、三鷹市では障がい児1人につき1人の保育士を配置しており、かつ、医療的ケア児については、委託契約により民間の訪問看護事業所から看護師を派遣してもらい、医療的なケアを実施しています。現行の体制によって一定の成果を挙げていますので、現段階では行政による派遣事業の実施は考えておりません。
41		人材(採用)確保について 少子化や労働生産人口の減少により、福祉分野の人材確保は切迫した課題ともいえます。各法人や事業所による効果的な各種取り組みや対応力を通じて、さらなる採用力と発信力の強化を図っていくことも必要でしょう。年に複数回に亘る行政とハローワーク等によるタイアップの地域密着型の就職説明会の実施をぜひ検討頂きたい(現在は年に1回のみ)	④事業実施の中で検討します	福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに事業者と連携した担い手の確保・定着に向けた取組を検討・実施していきます。
42		北野ハピネスセンターについて、当所にお世話になっている親としては、市財政次第と思いますが、贅沢な土地使用のされ方です。三市共同施設の方が資金的にやり易いのかもかもしれませんが、活用方法をもっと検討すべきです。	④事業実施の中で検討します	北野ハピネスセンターについては、更なる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者と活用方法について調整し、進めていきます。
43	全体	障がい福祉計画は、第6期、第7期など 第三期三鷹市障がい者(児)計画と数字が違う為、第7期計画などの記載でも理解できるのですが、障がい児 福祉計画は今期、三鷹市障がい者(児)計画と同様に三期になります。「第3期計画」と記載がある場合 漢数字か数字の違いだけで、第三期三鷹市障がい者(児)計画なのか第3期障がい児福祉計画を判断しなければならず、混乱します。計画記載文面は、省略せず、「第三期三鷹市障がい者(児)計画」、「第3期障がい児福祉計画」「第7期障がい福祉計画」と記載する事が望ましいと思います。	⑥その他	第3期障がい児福祉計画に係る表記を変更しました。
44	第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実は、法律内容は別にしても、障がい者の生活を維持していく一番の機能だと思います。これの充実を心底から期待します。なお、後見人としての経験から、日常生活のこまごまとした事件を解決する資源が少ないように思います。井の頭地域では「ちよこっとサービス」など言われていますが、老人も障がい者も一人で生活するとなると、ごみ出し、電球の交換、水道・トイレの修理依頼等対応が困難です。これらのサービスを例えば人材センターなどで即時対応できる体制が地域生活を維持する上に必要と思います。市の支援をお願いします。	④事業実施の中で検討します	障がいの種別を問わず、住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実にも努めます。(P77,第4章第5節(2)障がい者の生活支援の充実にも追記しました。)
45		福祉施設から一般就労への移行等で成果目標は達成していないが、目標は障がい者の現状に照らし意義があるか振り返る必要はないでしょうか。(労働を強調する必要があるか。)	②計画に趣旨を反映します	目標設定にあたっては国の目標等を参考に設定しておりますが、実際の支援にあたっては、障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の多様な働き方の支援強化等を図ります。(P101,第5章第2節(4)②目標設定にあたっての本市の考え方に追記しました。)
46	第2節 新たな成果目標の設定	成果目標の事業所を知りたい(p84と同じ付録とか、参考で添付してほしい。)	⑥その他	市の制度や助成事業、事業所の情報等については、三鷹市ホームページや「障がいの者のためのしおり」に掲載しています。
47	第3節 障害福祉サービスの見込み量とその確保方策	重度障害者等包括支援 三鷹市は該当者がいないのか、知らされていないのか。	⑥その他	令和6年1月現在、市内において重度障害者包括支援を提供する事業所はなく、利用実績もありません。今後は、制度の周知を進めながら利用ニーズの把握に努めます。

NO.	該当部分	市民意見※		対応の方向性	
48	第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	就労支援(A型)(B型)について 近年 障がい者雇用促進が進んできたのは前進だが、合理的配慮がないままに ・障がい者雇用率を引き上げる目的に終始して、特に就労支援A型、B型における劣悪な対応によって症状が悪化したという話も聞き、障害を隠して一般企業の就労をしようとしている人も多く見聞きしている。障害は社会の壁という理念に基づいて、就労させることを目的化するあまり障害を大きくしているのは本末転倒。 ・三鷹市においては、障がい者雇用の実態の把握と共に合理的配慮の内容が適切かどうか厳しくチェックして欲しい。 ・障がい者に生産性がない存在としてとらえることなく、若い介護職の働き場の確保 や障害に基づく福祉具産業などの発展にとって価値あるものという認識を広めて三鷹市の障がい者自身が発信できる機会を増やして欲しい。	②計画に趣旨を反映します	障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。 (P82・84,第4章第6節及び同(2)③就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携に追記しました。)	
49		第3節 障害福祉サービスの見込み量とその確保方策	短期入所者の変動は、家族同居中心の生活だからか、コロナの影響による施設側の条件から起こっているのか知りたい。短期入所者(福祉型)の減少の原因は？	⑥その他	新型コロナウイルス感染症蔓延時のサービス利用控えや、事業所の一時的な閉鎖等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が考えられます。
50			自立生活援助では実際どのような生活を送っているかリアルを知りたい。	⑥その他	自立生活援助では、支援者が障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から一人暮らしに移行した方や家族が障がい者等で支援が見込めない方などに、定期的な自宅訪問により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言、医療機関との連絡調整などを行いながら、生活しています。
51			共同生活援助の見通しの根拠は何か。もっと増やす考えはないか。建物が増えてもスタッフがいない現状をどう対応するかも問題と思う	②計画に趣旨を反映します	実績や見込みについて暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。また、見込みについては、過去5年間のサービス料実績値の変化率の平均を用いて算出しています。 担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。 (P88,第4章第7節(1)①障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に追記しました。)
52		第4節 地域生活支援事業の見込量とその確保方策	自発的活動支援事業 具体的には何かははっきりしない。	⑥その他	自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいいます。三鷹市では、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート活動事業を実施しています。 (P118,第5章第4節(2)②自発的活動支援事業に説明文を追記しました。)
53			基幹相談支援センターの設置とあるが、利用件数など示せないのか	⑥その他	設置することが目標なので特に件数は示しておりませんが、利用件数等は市のホームページ等で公表しています。
54			第7期の年度が全部6のまま	⑥その他	修正いたしました。
55			第7期見込みの年度表記が全て令和6年度になっております。修正をお願いします	⑥その他	修正いたしました。
56		事業の実績で、スポーツ、文化、芸術とあるが音楽への寄与がないのではないかな。	④事業実施の中で検討します	就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援について、スポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。	
57	第5節 障がい児が利用するサービスの見込み量とその確保方策	医療型児童発達支援の利用時間数が令和8年に急増している理由は何か。	⑥その他	数値に誤りがありました。また、令和6年4月1日から医療型児童発達支援が発達支援に一元化されることとなるため、医療型児童発達支援についての令和6年度からの見込量については表から削除いたしました。	
58		①サービスの利用実績 ③サービスの利用見込みと確保方策 他の項目と違い「①サービスの概要」がございません。その為①サービスの利用実績になっており、②がなくなっています。他の項目に揃えて「①サービスの概要」の追加が望ましいと思います。	①計画に盛り込みます	①サービス概要を追加しました。 (P133,第5章第5節(3)発達障がい者等に対する支援に追記しました。)	

NO.	該当部分	市民意見※	対応の方向性
59	第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	<p>計画の中の数値目標や見込み量を見たとき、数字が減っている箇所があります。確かに今まで福祉サービス等を利用していた人が利用しなくなれば数字は減るのかもしれませんが、サービスを利用しなくなる人よりも利用を開始する人の人が多いと思うので数値が減るといったイメージが湧きません。数値が減っているところについてはもう少し補足説明が欲しいです。</p> <p>(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 表中の②の当は誤植ではないか</p> <p>第7期障がい福祉計画の見込みは毎年度、平均利用時間0時間、利用者数0人となっております。第6期障がい福祉計画の実績は毎年度、平均利用時間0時間、平均利用者数0人でしたが、3年間で状況の変化がないとは言いきれません。第6期障がい福祉計画の計画値と同じ、平均利用時間200時間/月、平均利用者数1名/月で良いのではないかと思います。</p> <p>②自立訓練(機能訓練)は、令和5年度の実績 延べ利用日数38人日/月 平均利用者数2名に対して、令和6年度の見込みが、平均利用者数2名と同数なのに延べ利用日数14人日/月と半分以下まで減っています。また令和7年度には利用者数も減少しています何か明確な理由があるのでしょうか</p> <p>④就労移行支援は、令和5年度の実績 延べ利用日数1,252人日/月平均利用者数77名に対して、令和6年度の見込みが、延べ利用日数1,133人日/月 平均利用者数31名と平均利用者数が半分以下まで減っています。何か明確な理由があるのでしょうか。</p> <p>就労継続支援(A型) 就労継続支援(A型)は、令和5年度の実績 延べ利用日数173人日/月平均利用者数9名に対して、令和6年度の見込みが、延べ利用日数1,133人日/月 平均利用者数74名と延べ利用日数は、6倍以上。平均利用者数は8倍増加しています。何か明確な理由があるのでしょうか</p> <p>就労継続支援(B型)は、令和5年度の実績 延べ利用日数5,164人日/月 平均利用者数417名に対して、令和6年度の見込みが、延べ利用日数179人日/月 平均利用者数10名 と延べ利用日数は、約1,000人日/月、平均利用者数が約400人減っています。令和7年度、令和8年度も減少見込みになっています。何か明確な理由があるのでしょうか。</p> <p>就労定着支援は、令和5年度の実績 延べ利用日数31人日/月 に対して、令和6年度～令和8年度の見込みが、延べ利用日数0人日/月 は、何か明確な理由があるのでしょうか。</p> <p>短期入所(福祉型)は、令和5年度の実績 延べ利用日数378人日/月 平均利用者数48名に対して、令和6年度の見込みが、延べ利用日数215人日/月 平均利用者数38名 と延べ利用日数は、150人日/月以上、平均利用者数が10人減っています。 第6期の実績数は、増加傾向だった事業が、第7期では減少見込みになる明確な理由があるのでしょうか。</p> <p>短期入所(医療型)は、令和5年度の実績 延べ利用日数29人日/月 平均利用者数5名に対して、令和6年度の見込みが延べ利用日数19人日/月 平均利用者数5名で 延べ利用日数は、10人日/月 減少しております。平均利用者数の変動はないのですが 延べ利用日数を減少する明確な理由があるのでしょうか</p>	<p>⑥その他</p> <p>実績や見込みについて、暫定値を記載していましたが最新の数値に変更しました。また、見込みについては、過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しています。過去5年間のうちコロナ禍により利用がなかったり、減少している場合、見込み量についても減少しています。</p>

NO.	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
59 続き	第5章 障害福祉サービスの見込み(第7期障害福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	<p>移動支援事業は、令和5年度の実績 延べ利用時間34,485時間/年 実利用者人数267名に対して、令和6年度の見込みが、延べ利用時間25,882時間/年 実利用者人数180名で 延べ利用日数は、180人日/月です。延べ利用時間は、約8,600時間/年 実利用者人数87名減少しております。令和7年度、令和8年度も減少見込みになっています。利用者が減少する明確な理由があるのでしょうか。</p> <p>第3期障がい児福祉計画の見込みは毎年度、延利用日数0日/月、平均利用者数0人/月となっております。 第2期障がい児福祉計画の実績で延利用日数0日/月、平均利用者数0人/月でしたが、3年間で人の変化がないとは言い切れません。 第2期障がい児福祉計画の計画値と同じ、延利用日数10日/月、平均利用者数2人/月で良いのではないかと思います</p>		
60	第6章 資料編	<p>自立支援協議会設置要綱で、第2条に所掌事項が挙げられているがこれらの事項について市に対し、または市議会に対し提案をするのかしないのか規定では明確ではない。審議された内容を市または議会の機関が検討するとかを明確にする措置がどこかでとられるのか知りたい。</p>	⑥その他	<p>三鷹市市民会議、審議会等における委員提案に関する運営要綱(令和3年6月1日施行)において、市は、市民会議等から提案された意見について、計画等に反映するよう努めなければならないとされており、三鷹市障がい者地域自立支援協議会における意見についても、市の計画や施策に反映するよう努めています。</p>
61		<p>インクルーシブ教育の用語解説があるが、市のサイトを検索してもほとんどない。教育委員会の議事録に数件あるだけである。他の用語についても市のどの機関が担当しているかなどの索引があるとよい。障がい者のしおりなどに該当ページを記載するか、リンクのURLをつけるとかするなど考えてほしい。</p>	②計画に趣旨を反映します	<p>用語解説を充実しました。</p>